

別表第1（第5条、第12条、第19条関係）

項目	基準	
	土砂等に水を加えた場合に溶出する物質の量	土砂等に含まれる物質の量
カドミウム及びその化合物	検液 1L につきカドミウム 0.01mg 以下であること。	土壌 1kg につきカドミウム 150mg 以下であること。
六価クロム化合物	検液 1L につき六価クロム 0.05mg 以下であること。	土壌 1kg につき六価クロム 250mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。	—
2-クロロ-4,6-ビス（エチルアミノ）-1,3,5-トリアジン（別表第4において「シマジン」という。）	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。	—
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。	土壌 1kg につき遊離シアン 50mg 以下であること。
N,N-ジエチルチオカルバミン酸 S-4-クロロベンジル（別表第4において「チオベンカルブ」という。）	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。	—
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。	—
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。	—
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。	—
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。	—
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。	—
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。	—
水銀及びその化合物	検液 1L につき水銀 0.0005mg 以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。	土壌 1kg につき水銀 15mg 以下であること。
セレン及びその化合物	検液 1L につきセレン 0.01mg 以下であること。	土壌 1kg につきセレン 150mg 以下であること。

テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。	—
テトラメチルチウラムジスルフィド (別表第4において「チウラム」という。)	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。	—
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。	—
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。	—
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。	—
鉛及びその化合物	検液 1L につき鉛 0.01mg 以下であること。	土壌 1kg につき鉛 150mg 以下であること。
砒素及びその化合物	検液 1L につき砒素 0.01mg 以下であること。	土壌 1kg につき砒素 150mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液 1L につきふっ素 0.8mg 以下であること。	土壌 1kg につきふっ素 4000mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。	—
ほう素及びその化合物	検液 1L につきほう素 1mg 以下であること。	土壌 1kg につきほう素 4000mg 以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。	—
有機りん化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。別表第4において同じ。)	検出されないこと。	—
備考 分析方法は、土壌汚染対策法施行規則 (平成14年環境省令第29号) 第6条第3項第4号及び同条第4項第2号に規定する環境大臣が定める方法とする。		

## 別表第2（第14条関係）

(1) 土砂等の埋立て等の高さ及び土砂等の埋立て等によって生じる法面（擁壁で覆う部分を除く。以下同じ。）の勾配は、次の表の左欄に掲げる土砂等の区分に応じ、それぞれ中欄に掲げる土砂等の埋立て等の高さ及び右欄に掲げる法面の勾配に定めるものであること。

土砂等の区分	土砂等の埋立て等の高さ		法面の勾配
建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第1に規定する第1種建設発生土、第2種建設発生土及び第3種建設発生土並びにこれらに準じるもの	安定計算を行った場合	安全が確保される高さ	安全が確保される勾配
	その他	1.5メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上の勾配
その他	安定計算を行い、安全が確保される高さ		安定計算を行い、安全が確保される勾配

(2) 土砂等の埋立て等によって生じる法面の高さが5メートル以上である場合にあっては、当該法面の高さが5メートルごとに幅が1メートル以上の小段が設置されること。

(3) 著しく傾斜している土地において土砂等の埋立て等を行う場合においては、土砂等の埋立て等を行う前の地盤と土砂等の埋立て等に使用された土砂等とが接する面が滑り面とならないように段切り等の措置が講じられること。

(4) 土砂等の埋立て等の完了後の地盤に緩み、沈下又は崩壊が生じないように締固めその他の措置が講じられること。

(5) 擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第6条から第10条までの規定に適合すること。

(6) 土砂等の埋立て等によって生じる法面は、石張り、芝張りその他の措置を講ずることにより、風化その他の侵食に対して保護されること。

(7) 埋立て等区域（土砂等の埋立て等によって生じる法面を除く。）は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他の土砂等の飛散防止のための措置（土砂等の埋立て等が施工されている間における土砂等の飛散防止のための措置を含む。）が講じられること。

(8) 埋立て等区域及び施設設置区域の地盤について、滑りやすい土質の層又は軟弱な地盤がある場合には、地盤に滑り、沈下又は隆起が生じないように、杭打ち、土の置換え、水抜きその他の措置が講じられること。

(9) 埋立て等区域の地盤の高さが周辺より低い土地、斜面の下方に位置する土地及び谷又は沢状の土地など地表水が集中しやすい地形の土地において土砂等の埋立て等を行う場合は、湧水又は浸透水を有効かつ速やかに排除することができるよう、地下排水工等の排水施設の設置その他の必要な措置が講じられること。

(10) 雨水その他地表水を排除することができるように、必要な排水施設（土砂等の埋立て等が施工されている間における排水施設を含む。）が設置されること並びに排水施設の勾配及び断面積がその排除すべき雨水その他の地表水を支障なく流下させることができるものであること。

(11) 埋立て等区域外に土砂等が流出しないように、沈砂池（土砂等の埋立て等が施工されている間における沈砂池を含む。）その他の土砂等の流出を防止するために必要な措置が講じられること。

(12) 下水道、排水路、河川その他の放流先の排水能力に応じて必要がある場合は、一時雨水を貯留する調整池（土砂等の埋立て等が施工されている間における調整池を含む。）その他の施設が設置されること。

(13) 土砂等の埋立て等に係る工事の順序は、埋立て等区域外への土砂等の崩壊、飛散、流出その他の災害が発生しないよう、沈砂池、調整池、擁壁等の防災工事が土砂等の埋立て等に先行して実施されるものとなっていること。

### 別表第3（第14条関係）

- (1) 土砂等の埋立て等の高さが5メートル以下であること。
- (2) 土砂等の埋立て等によって生じる法面の勾配は、垂直1メートルに対する水平距離が2メートル以上の勾配であること。
- (3) 埋立て等区域の土地の勾配は、垂直1メートルに対する水平距離が10メートル以上であること。ただし、埋立て等区域外への土砂等の崩壊、飛散、流出その他の災害が発生するおそれがないものとして市長が認める場合は、この限りでない。
- (4) 別表第2の第8号、第10号、第11号及び第12号の規定に適合すること。
- (5) 土砂等の埋立て等に係る工事の順序は、埋立て等区域外への土砂等の崩壊、飛散、流出その他の災害が発生しないよう、沈砂池等の防災工事が土砂等の埋立て等に先行して実施されるものとなっていること。
- (6) 埋立て等区域の周辺に、土砂等の堆積の高さに相当する幅の緩衝地帯の設置その他の措置が講じられること。

別表第4（第22条、第23条関係）

項目	基準
カドミウム及びその化合物	1Lにつきカドミウム0.01mg以下であること。
六価クロム化合物	1Lにつき六価クロム0.05mg以下であること。
クロロエチレン	1Lにつき0.002mg以下であること。
シマジン	1Lにつき0.003mg以下であること。
シアン化合物	シアンが検出されないこと。
チオベンカルブ	1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	1Lにつき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	1Lにつき0.04mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	1Lにつき0.002mg以下であること。
ジクロロメタン	1Lにつき0.02mg以下であること。
水銀及びその化合物	1Lにつき水銀0.0005mg以下であり、かつ、アルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	1Lにつきセレン0.01mg以下であること。
テトラクロロエチレン	1Lにつき0.01mg以下であること。
チウラム	1Lにつき0.006mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	1Lにつき0.03mg以下であること。
鉛及びその化合物	1Lにつき鉛0.01mg以下であること。
砒素及びその化合物	1Lにつき砒素0.01mg以下であること。
ふっ素及びその化合物	1Lにつきふっ素0.8mg以下であること。
ベンゼン	1Lにつき0.01mg以下であること。
ほう素及びその化合物	1Lにつきほう素1mg以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。
有機りん化合物	検出されないこと。